

令和4年12月  
内閣官房副長官補室

「「世界一安全な日本」の創造のための新たな戦略（仮称）」（案）に対する意見の募集結果について

令和4年11月11日（金）から令和4年11月20日（日）までの間、「「世界一安全な日本」の創造のための新たな戦略（仮称）」（案）に対する意見の募集を行いました。

その結果、25名の個人・団体から61件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見のうち、本件に関連するものについて、意見の概要及びそれに対応する考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、御意見を適宜集約・要約させていただいております。

お寄せいただいた御意見も参考に、本日、「世界一安全な日本」創造戦略2022を決定しました。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

| 御意見の概要   | 回答  |
|--|---|
| <b>1 デジタル社会に対応した世界最高水準の安全なサイバー空間の確保</b>  |   |
| <p>・ 1 (4) ③について、なりすましメール対策はDMARC (フルスペルの注釈もない不親切な書き方である。) だけでなく、SPFやDKIMもある。</p> <p>何故、DMARCだけを代表記載するのか。文脈から、代表してDMARCを記載する理由が読み取れないため、改善して欲しい。</p> <p>・ DMARCもであるが、末端のメール受信者も目にする事が出来るサーバ認証技術であるDKIMについての導入を引き続き推進して欲しい。</p> <p>また、電子メールシステムの安全性・信頼性向上のために、電気通信事業者が利用者に提供している電子メールサービスのシステムにおけるMXサーバへの電子メールのTLSによる保護の機能 (SMTPoverTLS、STARTTLS) の導入をきっちりと義務化するようにして欲しい。</p> <p>さらに、権威DNSサーバ (DNSにおけるコンテンツサーバ) へのDNSSEC導入の推進も適切に行っていくようにして欲しい。</p> | <p>御意見を踏まえ、1 (4) ③の送信ドメイン認証技術の例示として、DMARCに加えてSPF及びDKIMを追記し、それぞれの略称を注釈に記載することといたしました。</p> <p>また、電子メール通信文の暗号化や電子署名などの技術も有用であることに加え、DNSSECにつきましては、フィッシングサイトへの誘導に悪用されるおそれのあるDNSキャッシュポイズニング対策等に有効な技術であることから、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| <p>ランサムウェアにより、病院の情報システムが攻撃を受けて電子カルテが失われ、機能を失くなる重大な被害が多発している。</p> <p>もちろん、バックアップや被害を受けなくするファイアウォール、情報技術者の技術向上も必要であるが、並行して、改ざんされた情報を復元する解析技術を確立し、たとえ被害を受けても、すぐに復元するといった安心安全な仕組みの構築が求められる。</p> <p>そのためには、我が国のスーパーコンピュータを解析に用いて、復元する技術を獲得することが求められる。報道によると、改ざんされた情報と、正常なバックアップ情報とがあれば、スパコンでは、短時間に復元する手法が見いだせるであろう。国家事業として実施する価値があると考えます。</p>   | <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>  |
| <p>wiiny事件やCOINHIVE事件など、日本の技術力向上につながりうる先進的なチャレンジをする人々にとって、某ウィルス罪の濫用事件は非常に大きな「不安・不信」を生み出した。その点の反省をしっかりと欲しい。</p>   | <p>御指摘の事件に関する判決を真摯に受け止め、適切にサイバー事案の取締りを推進してまいります。</p>  |
| <b>2 国内外の情勢に応じたテロ対策、カウンターインテリジェンス機能の強化等の推進</b>   |   |
| <p>スパイ防止法の制定等が必要ではないか。</p>   | <p>いわゆるスパイ防止法の必要性等については様々な議論があると承知していますが、国の重要な情報等の保護を図ることは極めて重要であり、引き続き、必要な取組の充実強化に努めてまいりたいと考えています。</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>多くの箇所で「テロ」と記載されているが、文脈から「テロリズム」（行為）なのか「テロリスト」（行為者）なのかどちらとも解釈可能な箇所が複数ある。一意の解釈にするため、面倒でも使い分けて記載して欲しい。仮にどちらともであれば併記のほうがかえって望ましい。</p>  | <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>   |
| <p>2（1）③において、鉄道における最初のテロリズム行為は地下鉄サリン事件であり、また、京王線以外でも事件は発生していることから、そうした事件も記載すべき。一例しか示していないのでは「相次いで発生」と言えないのではないか。</p>  | <p>令和3年8月に発生した小田急線車内傷害事件などが該当しますが、該当事件を網羅的に記載することはできないため、最近の代表的なものとして京王線車内傷害事件を示した上で、その他の事件については「等」に含めることとしています。</p>   |
| <p>2（2）③において、「原子力規制検査」は「保障措置検査」のほうが良い。原子力規制委員会（原子力規制庁）が実施している「原子力規制検査」と「保障措置検査」のうち、後者が該当するものと思われるから。</p>  | <p>原子力発電所等に対するテロ対策の一環として原子力規制委員会が行う検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和30年法律第166号）第61条の2の2第1項第3号口の核物質防護規定及び同項第4号イの防護措置に係る原子力規制検査であるため、原案のとおりとします。</p>  |
| <p>2（6）⑤において、「オウム真理教等による各種違法行為」を「未然防止を図る」と言っているがオウム真理教は解散したのであるから、案の目的として示すのは不適切である。</p> <p>警視庁も「オウム真理教は、(1)東京地方検察庁及び東京都が東京地方裁判所に対して請求した解散命令が確定して宗教法人としての法人格を失い（平成7年12月19日確定）」と言っている。</p> | <p>オウム真理教は、解散命令により宗教法人格が消滅した後も活動を継続しており、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく公安調査庁長官の観察に付する処分も現在まで行われていることから、各種違法行為の未然防止を図る必要があると認識しています。</p> <p>なお、オウム真理教は、名称変更や分裂を繰り返して現在に至りますが、各団体間において一体性が認められない場合でも、「観察処分の対象団体（「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」いわゆる「オウム真理教」）と同一性があり、観察処分の要件を満たすものである限り、処分の効力は及ぶ」とされています（平成31年2月観察処分期間更新決定取消請求控訴審判決）。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>2 (8) について、「テロ資金供与等対策の強化」「経済安全保障」の分野において、契約の取引相手を知ること（いわゆるKnow Your Customer）は重要であるが、法務省が管轄する「商業登記」「法人登記」において、「3年以上前に抹消された登記事項は、データを保有しているのに、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に表示しない」、「履歴事項全部証明書と言いながら履歴の一部しか開示しない」ということをしており、KYCの障害となっている。たとえば、ある法人がスパイ組織であることが判明しても、社名を変更して3年経てば、会社の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）からは旧社名が消え、ロンダリング（記録の洗浄）がされるので、スパイ組織であった当時の社名は消えて、スパイ組織であったことは他者から分からなくなってしまう。しかし、法務省のコンピュータ内にデータは生きた状態で保存されており、登記が「登記閉鎖」されると「3年以上前に抹消された登記事項も含めて閉鎖謄本に表示されるようになる」という理解し難い取扱いを行っている。</p> <p>「世界一安全な日本」を作るためには、「商業登記」「法人登記」の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に3年以上前に抹消された登記事項を表示しない取扱いをやめ、3年以上前に抹消された登記事項も表示されるようにし、KYCを助け、経済安全保障の尻抜けを防止すべきである。</p> | <p>商業・法人登記簿に記載されている事項を証明した書面（登記事項証明書）については、誰でもその交付を請求することができます（商業登記法第10条第1項）。</p> <p>登記事項証明書の種類及び記載事項については、商業登記規則第30条に規定されており、履歴事項証明書や閉鎖事項証明書等があります。</p> <p>御意見に記載されている法人の名称の変更の確認について、例えば、履歴事項証明書を取得することで、現在の法人の名称及び直前に変更された法人の名称を確認することができ（同規則第30条第1項第2号）、それ以前にも法人の名称が変更されている場合には、閉鎖事項証明書を取得することで、過去に変更された法人の名称を遡って確認することができることから（同条同項第3号）、現在の制度において、3年以上前のものも含めて、法人の名称の変更の過程を全て確認することが可能です。</p> <p>なお、履歴事項証明書に3年以上前に抹消された登記事項をも表示することとした場合、証明書の交付枚数が大量となり、かえって提出先の金融機関等における確認が煩雑になることが想定されます。</p> |
| <p>2 (9) について、輸出入や金融等における法人番号の利活用は規制物質の輸出入や外為法違反などの把握、事務における確認等に資するものである（法人番号の付随の無い輸出入等を調べようとする場合も、法人番号のあるものを除外する事により調べる対象を減らせるので、やはり法人番号は有用である。）、法人番号を積極的に利活用するようにされた。</p> <p>特に言及するが、経済産業省貿易経済協力局は、あまりに法人番号の利活用について消極的であるので、国は、ちゃんと輸出入関係事務において法人の事業者に法人番号を提出・提示させるような制度運用にするように、同局に注意するべきと考える。</p>  | <p>外為法に基づく申請手続に係る法人番号の記入については、電子申請においては導入されているところです。御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>・2(9)・(13)について、「核シェルター」や「防空壕」などの整備がなされておらず、隣国の韓国を始め、先進国各国との比較で、全く安全でない状況である。「世界一安全」を言うのであれば、世界一高い核シェルター保有率を目指すべきである。現状は国民保護法第10条第1項1号の「避難措置」において、避難先が存在しない状況であり、法律に違反している。</p> <p>・2(9)・(13)について、国民保護法にいう緊急事態が発生した場合、「国民をどこに避難させれば良いのか」が分からないから、警察がまず混乱し、それが国民を更に混乱させることは必至であり、「警察発の大量死」を防ぐためにも、「核シェルター」や「防空壕」などの「具体的な避難先」を至急整備すべきである。</p> | <p>緊急対処事態における住民の避難（屋内への避難を含む）を実施する場合には、政府の緊急対処事態対策本部長が事態の状況に応じて住民の避難が必要な地域及び住民の避難先となる地域等を指定し、これに沿って都道府県知事が避難の指示を行うこととされています。避難先は事態の状況によって様々ですので、核シェルターや防空壕でなければならないということはありません。</p> <p>なお、武力攻撃を想定した避難施設については、弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するためには、コンクリート造りの堅ろうな建物や地下施設に避難することが有効であることから、これらの施設の緊急一時避難施設への指定の促進に取り組んでいるところです。</p> <p>その上で、核攻撃等のより過酷な攻撃を想定した施設については、一定期間滞在可能な施設とする場合に必要な機能や課題について、検討を進めています。</p> |
| <p><b>3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進</b></p>  |   |
| <p>3(2)について、刑務所出所者においては、就労しても就労先の社内環境から短期で辞めてしまう問題が発生している。</p> <p>これに対する指摘がないのは問題であると考える。「更生保護就労支援事業」の一環と思われるので、再考して欲しい。</p>  | <p>御意見のとおり、就労しても短期間で離職してしまうケースが少なからずあり、このような課題を解決するためには、適切な就労マッチングと職場定着のための支援が必要であると認識しています。</p> <p>この点については、3(2)①において「刑務所出所者等の就労の確保や職場定着を促進するため、全国25か所（令和4年度）において実施している「更生保護就労支援事業」の充実を図る。」に包含して記載しています。</p>   |
| <p>3(3)において、処遇と更生の文脈が混在している。特に文末の「性犯罪者等の処遇の充実方策」については更生のほうが適切と解したので、再考して欲しい。</p>  | <p>本項目において、「処遇」は、指導と支援の両方を含意する用語として用いており、「更生」は処遇により実現すべき目標と位置付けられます。充実方策について検討するのは「処遇」であり、原案のとおりとさせていただきます。</p>   |
| <p><b>4 組織的・常習的に行われる悪質な犯罪への対処</b></p>   |   |
| <p>4(1)において、暴力団の記載は問題ないが、半グレや準暴力団について何ら記載が無いのは問題があるので、加筆して欲しい。</p>  | <p>4(1)①組織犯罪情報の収集・分析及び相互活用の強化及び②暴力団及び準暴力団等に対する取締り強化において、準暴力団等について記載しているところです。</p>   |
| <p>4(4)①について、青少年には学校教育が不可欠であるので、文言に盛り込んで欲しい。</p>  | <p>原文にある「『第五次薬物乱用防止五か年戦略』で掲げられた青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」には、学校教育における薬物乱用防止教育の実施も含まれていますので、原文のとおりとさせていただきます。</p>   |
| <p>4(3)④について、「その有用性について広報活動・啓発活動を進めるとともに、犯罪収益移転防止法等で求められている本人確認手続に当該方法を活用することについて、業界団体等を交えた検討を行う」とあるが、出口が決まっていなように思われ、本施策と治安向上との因果関係も見出せない。何も決まっていなのなら戦略に載せるのは時期尚早ではないか。</p>  | <p>マイナンバーカードの公的個人認証機能を用いた本人確認方法（署名用電子証明書による本人確認方法）は、安全・確実かつスピーディな本人確認を実現することができ、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等対策の効率化や特殊詐欺対策の強化につながるため、治安向上に資する施策であると考えております。今後も、広報活動・啓発活動や業界団体等を交えた検討により、本施策を推進してまいります。</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>4 (3) ④について、「犯罪収益移転防止法等で求められている本人確認手続に当該方法を活用することについて、業界団体等を交えた検討を行う」とあるが、「業界団体等」とは具体的に何か。犯罪収益移転防止法の特定事業者を指すならば、これらのうちどの業を想定しているか回答して欲しい。</p>   | <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項各号に定める特定事業者が所属する業界団体等を想定しております。</p>   |
| <p>・4 (3) ④について、本項目だけ唐突感が否めない。犯罪収益移転防止法上、様々な本人確認手法がある中、本戦略にマイナンバーカードのみを特出しする趣旨を示されたい。また、これが具体的にどう治安向上につながるのか明確に示して欲しい。</p> <p>・特定事業者や関係するフィンテック企業は、高度な技術をもとにAI等を活用した運転免許証による本人照合サービス等を開発し導入を進めてきた。本戦略の4 (3) ④に特出しされているようにマイナンバーカードの公的個人認証機能を用いた本人確認方法のみを政府が後押しするようであれば、いわば民業圧迫とも言えるのではないか。見解を示して欲しい。</p> | <p>マイナンバーカードの公的個人認証機能を用いた本人確認方法（署名用電子証明書による本人確認方法）は、安全・確実かつスピーディな本人確認を実現することができ、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等対策の効率化や特殊詐欺対策の強化につながるため、治安向上に資する施策であると考えております。</p>  |
| <p>4 (3) ④について、特定事業者の本人確認手法については、最も普及している運転免許証を用いて行う方式が確立している。普及率の高いとは言い難いマイナンバーカードのみを例示している理由や必要性を具体的に示して欲しい。</p>   | <p>マイナンバーカードは、交付率が全人口の50%を超えており（10月末現在）、多くの国民のみなさまに取得いただいているところです。マイナンバーカードの公的個人認証機能を用いた本人確認方法（署名用電子証明書による本人確認方法）は、安全・確実かつスピーディな本人確認を実現することができ、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等対策の効率化や特殊詐欺対策の強化につながるため、治安向上に資する施策であると考えております。</p>                         |
| <p>4 (4) ②について、近年日本大麻党といった危険思想につながりかねない団体が散見されるので、この点について加筆すべきである。</p>   | <p>諸外国における大麻等の薬物行政は、それぞれの国における薬物に対する考え方や社会情勢に応じて実施されているものと承知しており、我が国における大麻規制のあり方についても社会情勢等を踏まえ検討を行っております。</p> <p>我が国では近年、若年層を中心に大麻の乱用が拡大しており、乱用拡大を防止するためにも第五次薬物乱用防止五か年戦略に基づき、関係省庁が緊密に連携して予防・啓発、再乱用防止、取締り、水際対策、国際協力等引き続き薬物乱用防止に取り組んで参ります。</p> |
| <p>4 (7) ③について、オンラインカジノの違法性について学校教育に盛り込むべきである。</p>   | <p>各学校において教育課程を編成するための基準となる学習指導要領は、あくまでも大綱的な基準であることから、個別具体的な事象を網羅的には示しておりません。</p> <p>なお、オンラインカジノの違法性については、国民一般に対し、ポスター等の各種媒体を用いた広報啓発活動を実施しており、引き続き、ご意見も踏まえつつ、このような取組を推進してまいります。</p>  |
| <p>4 (7) ⑤について、密漁は漁船だけで発生している事案ではない。漁船に絞った記載は適切ではないので、改善して欲しい。</p>   | <p>後段に記載の水産流通適正化制度等の実施により、漁船に限らず密漁事犯の根絶を図ることとしています。</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>靈感商法対策の記載を追加すべき。</p>  | <p>御意見を踏まえ、本文に靈感商法等の悪質商法について必要な法制度の整備等を行う旨を4(7)⑥に追記しました。</p> <p>なお、5(4)④の「法テラスによる法制度や相談窓口に関する情報提供」には、悪質な犯罪としての靈感商法に関する情報提供も含まれます。</p>   |
| <p>近年、各種詐欺の案件が多様化、増加し、被害が後を絶たない。また、犯罪集団の検挙、被害者救済が行えていない現状がある。</p> <p>このような中、詐欺行為に係る関係法令を見直し、警察等捜査機関の権限強化や、犯人検挙の平易化、犯人財産の差押えの強化、被害者救済の強化を図るべきである。</p> | <p>捜査当局においては、詐欺事案を含め、法と証拠に基づき、刑事事件として取り上げるべきものがあれば適切に対処しているものと承知しています。</p>  |
| <p>金融機関での振込等において、振込先が法人である場合に、ATMやネットバンキングに法人番号の表示をすべき（振り込め詐欺などについて、被害に遭おうとしている者が事業者に振り込む求めを行うようなケースの対策としてかなり有用であるはずである。）。</p>                       | <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>  |
| <p><b>5 子供・女性・高齢者等全ての人が安心して暮らすことのできる社会環境の実現</b></p>  |   |
| <p>5(1)⑦について、近年スマートフォンは中学生であればほとんど所持しているであろうから、高校生だけでなく中学生にも実施すべきである。</p>  | <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>  |
| <p>5(3)⑥について、歓楽街は、通例いかがわしい文脈で用いられるであろうから、「歓楽街」でなく商店街の文言のほうが適切である。</p>  | <p>客引きやスカウト行為等の迷惑行為の取締り及び排除活動、風俗関係事犯及び組織犯罪の取締り、雑居ビル等からの犯罪組織の排除等は、繁華街・歓楽街で推進すべき施策であり、商店街一般にはそのニーズは認められないことから、原案のとおりとさせていただきます。</p>   |
| <p>銃器の不適切な使用を防止することに留意しつつも、害獣駆除等における銃器の使用を柔軟に行えるような運用を実施して欲しい。</p>   | <p>猟銃の所持等については銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）により、鳥獣の捕獲等については鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）等により規制されており、その規制の下で、鳥獣の捕獲等における銃器の使用が認められているところです。また、警察庁通達「熊等が住宅街に出没した場合における警察官職務執行法第4条第1項を適用した対応について（通知）」（令和2年10月30日付け警察庁丁保発第188号）等において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等が禁止される住居集合地域等であっても、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官がハンターに対し、猟銃を使用して熊等を駆除するよう命ずることができること等の解釈を明確にしています。このほか、都道府県警察では、ハンターの方々や市町村等と共に会議を開催して平素から役割分担の明確化を図ったり、想定訓練を実施したりするなどし、緊密に連携して対処に当たっているところです。</p> |
| <p><b>6 外国人との共生社会の実現に向けた取組の推進</b></p>  |   |

|   |  |
|---|--|
| <p>・外国人の犯罪増加で治安も悪化しているし、日本の刑務所も外国人犯罪者がかなりの割合を占めてるそうだし、外国人が日本に溢れている限り治安が悪化するだけで安全な国には絶対にならない。今の現状が証明してる。</p> <p>・外国人の流入を抑制することが、優先すべき犯罪対策である。</p>  | <p>外国人との安心安全な共生社会の実現のため、外国人に対する厳格な入国審査を実施するとともに、警察等関係機関と緊密な連携を図りながら、不法滞在者等の取締りに努めていく所存です。</p>    |
| <p><b>7 その他</b></p>   |  |
| <p>意見募集期間が30日未満の理由は何か。</p>  | <p>本戦略は、行政手続法に定めるパブリックコメント制度の対象ではありませんが、広く意見を募る観点から任意で実施したものであり、作業スケジュール等を踏まえ、意見募集期間を設定しました。</p> |
| <p>タイトルの正式名を決めるパブリックコメントも一緒に行えば良いのではないか。</p>  | <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>   |
| <p>総論として、書かれている事項に、どのように予算付けを行っていくのかの記載がないため、読後感がすっきりしないので、改善して欲しい。</p>   | <p>本戦略等を踏まえ、各府省庁において、必要な予算の確保を含め、適切に犯罪対策を推進してまいります。</p>  |
| <p>「世界一安全な日本」というタイトルであるが、「世界一」であれば、他国との比較において最も安全でなければならないが、戦略の中身に「他国との比較」がなく、何故「世界一と言えるのか」の根拠がない。</p>  | <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。<br/>         なお、本戦略の趣旨等を前文に記載しております。</p>                                |
| <p>33ページの13行目「法律」の法律番号を、他の箇所と同様に記載したほうが良い。</p>  | <p>法律番号については、初出の法令の箇所において記載しております。</p>   |
| <p>生活するために治安のよさ（サイバー攻撃を含め）は必須の条件です。ぜひ戦略を実現し、安全な日本を作るのに役立ててくれればと思っています。</p>  | <p>賛同の御意見として承ります。本戦略に基づき、引き続き、犯罪対策を推進してまいります。</p>  |
| <p>年間の逮捕件数が1000件以上の警察官だけにすることを提案します。資料はサイバー犯罪に関することが大半でしたがいくらネットワークやプログラムに関する技術があっても犯罪者を逮捕しない警察官ではお金の無駄です。きちんと捜査令状をとって適法な捜査をしてきた警察官だけを大事にしてください。</p>  | <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。サイバー空間における一層の安全・安心の確保を図るため、法と証拠に基づいて、サイバー事案の厳正な取締りや実態解明を推進してまいります。</p>   |
| <p>サーバーに関して、個人や企業に対して提供する事業者は多くあるが、インフラを提供する元となる事業者は限られてきている。セキュリティ強化のためにはインフラを提供する国際的な事業者に対しては安全保障上指導を強化し、その結果を個人や契約する企業に開示してサーバーの運用状況の透明性を図るべきと考える。利用する個人や企業にその責務を負うには限界がある。</p>  | <p>インフラを提供する元となる事業者におけるセキュリティ強化についても重要であると考えており、御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>                        |
| <p>昨今のサイバーセキュリティインシデントについては、JPCERT/CC様から日々情報を受けております。</p> <p>emotet等の攻撃による機密情報の流出が多いと認識をしております。個人のリテラシー向上はもちろんですが、企業における情報セキュリティ意識の向上が重要と認識をしております。企業の経営層がサイバーセキュリティの業務について所謂IT部門に丸投げをするのではなく、経営層及びサプライチェーン上の全ての企業体を一体と認識をしてでのリテラシーの向上を行政側からも強くメッセージ発信する事を望みます。</p> | <p>サイバーセキュリティの強化においては、経営層のリーダーシップ等についても重要であると考えており、御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>                     |



|   |                              |
|---|------------------------------|
| <p>本戦略には、マネー・ローンダリングと記載されているが、そうであるのであれば、金融庁検査局総務課マネーローンダリングモニタリングチームも金融庁検査局総務課マネー・ローンダリングモニタリングチームとすべきではないか。</p> | <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| <p>いわゆる旧統一協会(教会)問題は、宗教法人格を濫用した国民からの資金収奪行為であるから、外国を本拠とする団体の資金収奪行為について、監視を徹底していただきたい。</p>                           | <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> |